

横浜市地球温暖化対策推進協議会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体の名称は、横浜市地球温暖化対策推進協議会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を横浜市中区元浜町4丁目3番地 県民共済馬車道ビル8階に置く。

(目的)

第3条 本会は、横浜市が策定する地球温暖化対策実行計画に掲げた温室効果ガス削減目標の達成等に向け、市民、事業者、大学、行政などと協働して地球温暖化対策の実践行動を促進し、もって地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 実践行動を促進するための普及啓発及び教育研修事業
- (2) 実践行動を促進するための情報の収集及び提供事業
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 活動会員 本会の目的に賛同して入会し、本会が行う事業活動に取り組む個人、事業者又は団体
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同して入会し、本会が行う事業活動を援助する個人、事業者又は団体
- (3) サポーター会員 本会の目的に賛同して入会し、本会が行う事業活動を応援するとともに、地球温暖化対策の実践行動に取り組むことを宣言する個人又は団体

(入会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、別に定める方法により会長に申し込むものとする。

2 会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会長は、第1項の申込者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第7条 活動会員及び賛助会員は、総会の議決により別に定める会費を毎年納入しなければ

ばならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である企業もしくは団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、別に定める方法により、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、幹事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この規約及び別に定める規程に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 幹事 35人以内
 - (2) 監査役 2人
 - (3) アドバイザーをおく事が出来る
- 2 幹事のうち1人を会長、2人以内を副会長とする。

(選任等)

第13条 幹事及び監査役は、総会において選任する。

2 総会が招集されるまでに、補欠または増員のために役員を選任する必要があるときには、前項の規定にかかわらず、幹事会の議決により仮にこれを選任することができる。この場合において、当該幹事会開催後最初に開催する総会において承認を得なければならない。 3 会長及び副会長は、幹事会において互選する。

4 監査役は、幹事を兼ねることはできない。

(職務)

第14条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 幹事は、幹事会を構成し、会務を執行する。

4 監査役は、本会の経理事務、運営を監理し、会員に経理事務及び事業の監査報告を行う。
(任期等)

第 15 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 幹事又は監査役のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、幹事会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第 4 章 会 議

(種別)

第 18 条 本会の会議は、総会、幹事会、プロジェクト会議とする。

第 5 章 総 会

(種別)

第 19 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 20 条 総会は、活動会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、この規約に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 規約の変更

(2) 解散

(3) 活動方針、事業計画及び収支予算

(4) 事業報告及び収支決算

- (5) 役員を選任
- (6) 会費の額
- (7) その他運営に関する重要事項
- (8) 同項第1号から第7号において総会議決後に変更が生じた事項
(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 幹事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 活動会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

3 やむを得ない理由がある場合は、電子的方式等を用いた書面開催ができる。

(招集)

第23条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議項目を記載した通知を、開催の日の少なくとも7日前までに発信しなければならない。

4 審議事項に関する議案書類等は開催の日の3日前までに送付しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、会長がこれにあたる

(定足数)

第25条 総会は、活動会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した活動会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第27条 各活動会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない活動会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の活動会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した活動会員は、第25条、第26条第2項、第28条第1項第2号、第48条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する活動会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 活動会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、署名、押印しなければならない。

第 6 章 幹事会

(構成)

第 29 条 幹事会は、幹事をもって構成する。

(権能)

第 30 条 幹事会は、この規約に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 国等の補助金申請等に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 31 条 幹事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 幹事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。
- (3) やむを得ない理由がある場合は、電子的方式等を用いた書面開催ができる。

(招集)

第 32 条 幹事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 1 項第 2 号の規定による請求があつたときは、その日から 7 日以内に幹事会を招集しなければならない。

3 幹事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した通知を、開催の日の少なくとも 7 日前までに発信しなければならない。

4 審議事項に関する議案書類等は開催の日の 3 日前までに送付しなければならない。

(議長)

第 33 条 幹事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第 34 条 幹事会は、幹事総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(議 決)

第 35 条 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各幹事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により幹事会に出席できない幹事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した幹事は、第 34 条、第 35 条及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、幹事会に出席したものとみなす。

4 幹事会の議決について、特別の利害関係を有する幹事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 幹事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 幹事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

2 議事録は、次回幹事会、書面または電子メール等で承認を受け、事務局にて保管する。

第 7 章 プロジェクト会議

(プロジェクト会議)

第 38 条 プロジェクト会議は、幹事会が推薦する者及び活動会員の中から希望する者をもって構成する。

2 プロジェクト会議は、本会の活動方針に基づき、具体的な活動を実施する。

第 8 章 資 産

(構 成)

第 39 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄付金品

(3) 財産から生じる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第 40 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、幹事会において別に定める。

第9章 会計

(会計年度)

第41条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第42条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、幹事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、幹事会の議決を経なければならない。

(補助金等)

第45条 国等の補助金等を活用し、事業を実施する場合は、別に定めた実施要領による。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、幹事会及び総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 本会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎会計年度終了後、速やかに、会長が作成し、監査役の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

2 運営に必要な資金が不足した場合、借入金の借り入れを実施する。借入金の借り入れを実施する場合は、借入時期、借入金額、返済時期について、幹事会にて承認を得る。

3 借入金の借り入れをする場合、当協議会は法人格を持たないために、会長個人名とするが、あくまでも会の借り入れとする。また、連帯保証人には副会長があたるが、これはあくまでも会としての保障とする。

第10章 規約の変更、解散及び合併

(規約の変更)

第49条 本会が規約を変更しようとするときは、総会に出席した活動会員の4分の3以上

の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第 50 条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 活動会員の欠亡
- (4) 合併

2 前項第 1 号の事由により本会が解散するときは、活動会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 51 条 本会が解散（合併による解散を除く。）したときに残存する財産は、幹事会の議決を経て、その処分方法を決定する。

(合併)

第 52 条 本会が合併しようとするときは、総会において活動会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

第 11 章 事務局

(事務局の設置)

第 53 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、事務局長 1 名及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 54 条 事務局長及び職員は、会長が任免する。

(組織及び運営)

第 55 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事会において別に定める。

第 12 章 雑則

(細則)

第 56 条 この規約の施行について必要な細則は、幹事会において別に定める。

附 則 1 この規約は、設立の日（平成 18 年 10 月 19 日）から施行する。

2 本会の設立当初の会費は、第 7 条の規定にかかわらず徴収せず、平成 19 年度より徴収するものとする。

3 本会の設立当初の役員は、第 13 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

4 本会の設立当初の会計年度は、第 41 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 21 年 3 月

31日までとする。

5 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 本会の設立当初の事務局は、横浜市環境創造局総合企画部温暖化対策課内に置く。

7 平成21年6月1日をもって事務局は、特定非営利活動法人ソフトエネルギープロジェクト内に置く。

附則1 この規約は、平成20年5月28日から施行する。

附則1 この規約は、平成21年6月1日から施行する。

附則1 この規約は、平成25年6月1日から施行する。

附則1 この規約は、平成28年5月20日から施行する。

附則1 この規約は、平成29年5月22日から施行する。

附則1 この規約は、令和2年10月12日から施行する。

附則1 この規約は、令和3年6月24日から施行する。

附則1 この規約は、令和6年4月24日から施行する。

この規約は、原本と相違ないことを証明します。

令和6年4月24日

横浜市地球温暖化対策推進協議会

会長

松本真哉